

支障除去等に関する基金のあり方懇談会（第13回）議事要旨

[議事次第]

1. 日 時 平成24年 4月 5日(木) 10:01～11:37
2. 場 所 中央合同庁舎 5号館22階 環境省第一会議室
3. 出席者 (出席委員)
浅野委員(座長)、岩間委員、大塚委員、木村委員、木本委員、
小室委員(代理:相原氏)、富田委員、畠山委員(代理:葛西氏)、
仁井委員、古市委員、弓手委員
(欠席委員)
植田委員、北村委員、林委員
(環境省出席者)
伊藤廃棄物・リサイクル対策部長、廣木産業廃棄物課長、
吉田適正処理・不法投棄対策室長他
4. 議 題
 - (1) 支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて
 - (2) その他
5. 配付資料
資料1: 委員名簿
資料2: 第12回議事要旨
資料3: 「支障等のある残存事案に対する今後の財政的な支援のスキームについて
(案)」の考え方
資料4: 平成22年度に実施したヒアリングを踏まえ、支援の対象となった15事案の支
援について
参考資料: これまでの懇談会(第5回～第12回)の議事要旨関連部分のカテゴリ
一別整理
6. 議 事 懇談会は公開で行われた。
7. 議事要旨
 - (1) 議題「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて」、事
務局から資料3に基づき、これまでの議論を踏まえ支援の必要性や今後の支援についてまと
めた内容を説明するとともに、資料4により「平成22年度に実施したヒアリングを踏まえ、

支援の対象となった15事案の支援について」説明した。また、林委員からの青森県の状況とご意見について、事務局で書面を代読した。

(2) これに対して、各委員から、次のような意見等が提出された。

不法投棄等の事案を根絶することは難しいことと今後も支援が必要な事案が発生する可能性があることの関係については、事案は根絶できないけれども支援が必要な事案は根絶できるという主張もあり得るので、そうでないなら、そうでないという説明があったほうがよいのではないかと。

基金の積立額については、過去3年間で最も支援規模が大きかった事案における事業費を基準とする考え方でよいのか。不法投棄・不適正処理の防止のため、相当の対策がとられ、かつ、強化されていくなかで、案件自体もかなり減ってきており、大きな額を基準とすることでよいのか。たとえば平均的な事案に対応した額にするなど、何らかの別な考え方のほうが妥当ではないかと。

産業界による支援についての考え方について、「社会貢献の観点から社会の安全・安心に寄与」するためとした場合、どちらかというとなら不法投棄をされている地域の安全・安心に寄与するということではないか。社会という言葉だとかなり広い概念のように思えるので、例示を入れるなど、もう少し説明が必要のように思う。

支援スキームの期間については、産業界の多くは、これまでの支援スキームは産業界の関与の仕方としては役割を終えたのではないかと認識しているので、そのような思いについて理解してほしい。

15事案は緊急の支障があるということで3年前に決めたものであるが、処理が始まらない事案については、個別にどのような事情で遅れており、いつまでに実施するのか、または将来にわたって実施の必要がないのかについて査定すべきではないか。事案の処理のスケジュールや残高が不足する時期を知りたい。また、24年度までに支援が決定されない事案に関しては、新スキームの中に取り込んでゼロベースで検討すべきではないか。

現在固定化されている自治体・国・民間の出費割合についても柔軟に活用できるよう、割合も含めて運用方法を見直していただきたい。

新スキームの期間については3年後の見直しのことであるが、目標をもって期限を区切っていただきたい。基金そのものの必要規模が縮小傾向にあるので、3年経過後のスキームが基金の存続ありきでは産業界の納得は得られないのではないかと。

負担割合の見直しの検討については、変更になれば大きな変化だとは思いますが、基本的な枠組みについてあまり変わるものではないと思う。

新たな支援スキームは、額については目安ということで少し表現がやわらかくなるかと思うが、新たな支援スキームというよりは3年後に向けてのつなぎということではないか。そういう点では、新しい支援スキームを樹立するというニュアンスではなく、25年度から27年度までの支援スキームというなり、あるいは、当面の支援スキーム、といった言葉でよいのではないか。

基金制度がある種弾力的に動けるということ自身を否定する気はないが、基金制度という言葉の前にある「現在のような」という冠のある部分については、明確でない部分があるので、「現在のような」の部分は現時点では削除しておいたほうがよいのではないか。

支障除去等の費用の考え方については、「排出事業者の責任を問うことのできない部分が存在」という表現のある段落を入れる必要があるのか、入れるにしても表現はこれでよいのか考えていただきたい。

「社会全体で支障除去等の費用を広く分かち合うことが適当であるため」の表現のある段落は、基本は社会全体で支障除去の費用を広く分かち合うことが適当であるという考え方のことだと思う。そういう点からすると、「適当である」のところで切って、その後は「このため当面は」といったつなぎで、今までのサポートグループを列挙していくということではないか。

この3年間の支援スキームについては、手じまいの話だろうと個人的には思っている。そういう点からすると、現在の基金制度の必要性なのか廃止なのか、踏み込んだ表現を、あるいは必要な見直しというよりは全面的な見直し、あるいは抜本的な見直しという踏み込んだ表現が必要な時期に来ているのではないか。

懸案の15事案のなかには、なかなか進んでいない事案もあり、本当に支援のスキームが迅速に支障除去等を実施するというに効果があるのか、いささか違和感を感じる。

新たな支援スキームの期間については、平成28年度以降も基金制度を継続するというふうにしか読めないという印象がある。新たな支援スキームによる支援の期間は3年間とすることができないか。

不法投棄事案の発生の可能性、支援の必要性、費用の分かち合いという三段論法で考えると、状況が大きく変わるとは思えないので、28年度以降も基金制度は継続するというような考え方に帰結するのではないか。

今後3年間、変更はあっても支援スキームを継続するというのであれば、その3年間で非常に重く受けとめるが、あくまでも手じまいに向けた3年間と考えており、そういったことを明確に打ち出していきたい。そうであれば、平成25年度からの3年間に限り、社会貢献の観点から、相応の出えんを基金に協力させていただくという思いはある。しかし、そこから先はなかなか難しいのではないかと。

行政としては、基金は不法投棄等の支障除去に対して非常に有効な取組であり、基金の存在は対策措置を講ずることに大きく貢献したと思っている。

都市部でも不法投棄等があるが、土地所有者等がみずから処理することなどで解決していることが多い。ただし、必ずしも地主なり関係者だけで処理できないケースもあるかと思う。法改正により、排出事業者自身や元請業者に保管基準を適用できるようになったので、保管限度量を超えた部分について速やかに処理するように改善命令を出した例がある。

前回、負担割合について、自治体が3分の1、国が3分の1、産業界が3分の1という話をしたが、それは個人的なアイデアである。負担割合を変えるためには大きな前提条件があり、その前提条件が達成されたときに負担割合を変えることもあり得るのかと思う。その前提条件とは、原因者に徹底的に費用請求すべきということが第一である。第二としては、許可業者の場合は処理業の許可制度があるので、許可業者自身が原状回復に備えるために供託制度を使って供託金を積む制度や相互扶助に立った保険制度を設けるといったことがあり得るのではないかと。いずれの方法がよいかについては、処理業界で議論いただければと思う。過去5年間で、許可業者がどれだけの不法投棄や不適正処理をしているかは、年度でばらつきがあるが、最近の状況をみると許可業者について何らかの措置をすべきではないかと思う。

それ以外の原因者不明あるいは許可業者以外で費用回収不可という場合については、産業界、国、自治体が負担をし合うということによいのではないかと。産廃処理業界と産業界というのを足し合わせると、従来どおり産業界が2分の1、支障除去を行う自治体が4分の1、国が4分の1、合わせて行政側として2分の1という結論になるのではないかと。

「社会貢献」という言葉は、前と変わらないので受け入れられやすいと思うが、それで十分かといえば、受益や社会連帯という考え方もあるかと思う。

今まで国、地方公共団体、産業界のそれぞれの努力で不法投棄が減ってきたことは大変よいことだと思うが、根絶はなかなかしにくいところがあり、支援の対象がなくなる

とは考えにくい。

行政から見ると、不法投棄というのは、非常に対応が難しく未然防止が難しい部分もあり、いろいろなツールを駆使して対応しているがいつ何時起きるかもしれないということも思っており、この支援制度は非常にありがたい。

15事案を中心に議論が動いているが、今後いつ何時、不法投棄等が起きるかもしれないことから、15事案の進み具合のみで議論されることについて、若干違和感がある。

行政としては、制度の存続が非常に大きなことと考えている。

「社会全体で支障除去等の費用を広く分かち合うことが適当である」というような表現があるが、それに加えて社会貢献という観点があるのではないか。

社会の安全・安心という点の社会というのは、むしろ日本社会全体のことでないか。首都圏のごみがいろいろなところに行っており、安全・安心の問題というのは、首都圏でも考えなくては行けない問題と考える。

緊急に支障の除去等を実施しなければならないとされてきた15事案の一部が進んでいないことを前提として、制度そのものが賞味期限切れになっているという方向に行くものではないと思う。今後、突如として巨大な不法投棄事件が起こって、迅速に対応しようというときに、議会などの同意を得るためにも、こういう支援制度があるほうよいということではないか。

社会全体で負担する場合の社会という言葉の意味合いであるが、公平な負担をすべきというのは間違いのないと思う。不法投棄は災害ではないので、分からないから税金で負担するという話ではないような気がする。そういう意味では、行政と産業界で負担のあり方を決めるということで、さきほど産業界の許可業者について示された案も根拠がある話で、非常に賛同できる。新しいスキームには基本的な新しいフィロソフィーが必要ではないか。まずは基金の存続や負担のあり方について議論すべきである。これを28年度以降にということにすると、また3年後に解決策が先延ばしになるのではないかという気がする。

平成27年までの状況を踏まえながら28年度以降の見直しを行うということになると、二、三年穴があくということはないか心配である。

自治体側からは何らかの形でこういう基金があることは必要であると言っているが、3年間経過した後も引き続き産業界にお願いするかどうかについては、また新たな交渉ということになるのかもしれない。

累次の規制強化が行われてきており、廃掃法は厳しくなってきた。今の仕組みをつく

り始めたときの状況と現在の状況とは違いがあるが、その違いが負担割合のところから反映されないまま、そのまま続くことに合理性がないのではないかとされており、哲学を変えなければならない部分が出てきた。負担割合について検討し、3年間引き続き社会的貢献の観点から任意のご寄附をお願いするとしても、その先をどうするかについては、まだ結論を出すことはできない。

基金制度そのものを否定するつもりはなく存続したらよいと思うが、やり方の問題として、必要額の目安を示して出えんを要請というのは、産業界としてかなり強制に近い意味合いもある。そのような制度の存続は、これ以上は受け入れにくいということを理解していただき、基金の存続のあり方を示していただきたい。そういった意味で、今回のスキームで終わりと明言していただきたい。

おそらく最終的に議論が詰められなければいけないのは、負担割合の見直しの検討のことで、見直しということについては、大体異論はないところであるので、どういう負担割合にするのかということについて説得的な説明ができるかどうかということが問題になる。

新たな支援スキームの期間については、産業界、自治体側からの意向があったので、とりあえずもう3年間新しいスキームでということでは発想法を変えるということではないか。なぜ、発想法を変えるのかということについては、行政側により多くのツールが与えられており、また、産業界に従来ほどの緊急避難的な対応をお願いをするということではないので、その辺も負担割合の見直しにつながるというようなことは、明確に入れておかないといけないのではないか。

3年以降については、基金制度を廃止してお金をもとに戻すというような発想はないことははっきりしているので、そこに残存の残余のお金と国費を投入することによって基金をなお続けるという余地は十分あるが、果たしてこれで説明できるかどうか。前回は立法措置も考えるためには時間がかかるということがあって3年をお願いしたが、もっと簡易に制度を別の形で考えるほうが合理的であるというのが議論の結果であったと思う。今回は、これから不法投棄等の事案が劇的に減るかどうか見きわめなければならないので、もう3年間お願いしたいというような説明になるのではないか。

廃棄物を排出する地域と受け入れる地域のそのギャップのようなものがあって、地元の自治体としては、なぜ自分の県だけがお金を払わなければいけないのかという気持ちがあることは間違いない。

不法投棄があって環境汚染が生じた場合、残置していいのかという問題が根本だと思

う。適正に生活環境に支障が及ばないよう対策をするのは都道府県の役割であるが、お金がないとできない。何らかの基金があるとやりやすい面がある。現場からの感覚で、現場を迅速に修復し、場合によっては環境再生まで持っていくようにすることがよい。

産業界からの強い意見であるが、モラルハザードの防止が必要であろう。基金があるから何とかなるだろうというのでは困る。また、リスクマネジメントの観点から、妥当性についてのチェックが必要ではないか。広域的な観点から比較してもこの程度で十分ということを使うほうが、地域の方々に対するご同意を得られやすくなるだろうという面があるのではないか。抛出者の代表が入って決まると入っていないと決まるのでは、抛出者の気持ちが随分違うので、そこは担保しておいたほうがいいだろう。

(3) 最後に、その他として、今後の予定について以下のとおり確認された。

- ・ 次回の第14回懇談会の日程については、座長と相談の上で決定する。

以上